

若者の契約トラブル

友人、ネット介し勧誘も

(2015年1月20日掲載原稿)

法律で保護されている「未成年」と違い、20歳を過ぎて契約すると、簡単に取り消すことは難しくなります。若者に目立ついくつかのトラブルを紹介します。

1. エステ

知人から「無料で試せるのでエステに行かないか」と誘われた。エステの最中に「このまま適切な処理をしなければしみがひどくなる」と言われ、高額なエステを勧められた。高額で支払えないと言ったら「月々、いくら払えるか」と聞かれ、分割払いで契約書にサインしてしまった。

2. 投資用DVD

大学の先輩から誘われ、出向いた先で高額な投資用DVDを購入するように勧誘され、断り切れずに契約してしまった。見ても、もうかるとも思えない。先輩に聞いても「誰かを紹介すると1人につき10万円渡す」ということばかり強調される。

3. HP作成費用

ネットで仕事を検索。「自宅で誰でも簡単にできる仕事。時給千円から」という広告を見つけ連絡し、メールマガジンを作成する仕事を契約。その後、メルマガの仕事をほめられ、自分のホームページで商品を宣伝する仕事を勧められ、「ホームページ作成の経費として30万円必要」と言われた。「高額なので支払えない」と伝えると、「報酬ですぐに返済できる」と消費者金融でお金を借りるよう指示された。

友人や知人からの紹介販売やネットを介してのトラブルが多いことが、20代のトラブルの特徴です。中には20歳になったとたんに勧誘されるケースもあります。これは未成年者契約の取り消しを避けるためと思われる。

友人や知人からの誘いでも、きっぱり断る勇気を持ちましょう。誰でも楽に稼げるような仕事はありません。